

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

1 請求人は、A所在のB会社に所属し、土木作業員として建設作業に従事していた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C所在のD会社を元請とする建設現場において、補強土壁工の作業中、作業範囲外で待機した際に、〇m下の側溝に転落して負傷した。請求人は、同日、E病院に受診し、「左踵骨開放骨折、右膝蓋骨骨折、両橈骨遠位端骨折」（以下「旧傷病」という。）と診断され、その後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

3 請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官がこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をしたが、当審査会は請求期間徒過によりこれを却下している（平成28年労第560号）。

4 今般、請求人は、F病院に受診し、「右膝蓋骨骨折術後、左踵骨骨折術後、両橈骨骨折後」（以下「本件傷病」という。）の傷病名で加療した。

本件は、請求人が本件傷病は旧傷病が再発したことによるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本

件処分」という。) をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発症した本件傷病が、旧傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病が旧傷病の再発である旨主張しているところ、労働者災害補償保険制度上、現傷病が旧傷病の再発であると認められるためには、①現傷病と旧傷病との間に医学的相当因果関係があると認められること、②治癒時の状態からみて明らかに症状が悪化していること、③治療効果が期待できるものであることが必要であるとされる。そこで、本件傷病が旧傷病の再発と認められるか否かについて、上記要件に照らし、検討する。

(2) 本件傷病は、旧傷病と同一部位に生じており、平成〇年〇月〇日付けG医師の意見書によると、傷病名も「右膝蓋骨骨折術後、左踵骨骨折術後、両橈骨骨折後」と、旧傷病と連続するものであることが示されており、症状も、請求人が訴えていた旧傷病の疼痛と同種のものであること、また、旧傷病との因果関係を否定する医学的証拠もないことから、当審査会としては、本件傷病と旧傷病との間に医学的な相当因果関係は認められるものと判断する。

(3) 一方、現在、請求人が訴える本件傷病の疼痛は、旧傷病が治癒した後に請求

人が障害補償給付を請求した際の平成〇年〇月〇日付け聴取書をみても、旧傷病の治癒時の残存障害の自然変動の範囲内であるとみられ、治癒時の状態からみて明らかに症状が悪化しているとまではいえないものと認められる。

- (4) また、請求人が受けている治療は、平成〇年〇月〇日付けG医師の意見書によると、保存的療法に限られており、手術の効果も不明であることから、請求人が治療効果の期待できる治療を受けているとは認められない。
- (5) したがって、当審査会としては、本件傷病が旧傷病の再発であるとは認められないものと判断する。
- (6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。